

京都市告示第313号

平成29年3月31日京都市告示第711号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成29年9月1日から次のように改めます。

平成29年8月29日

京都市長 門川 大作

「

深草市営住宅	第2棟	101号, 102号, 104号 から106号まで, 108号 から110号まで, 201号 から205号まで及び207 号から210号まで	0.8213
		103号, 107号及び206 号	0.9413
		301号, 303号及び503 号から505号まで	0.8913
		その他	0.7713
	第3棟	104号, 106号, 107号 及び204号から206号ま で	0.9406
		301号及び306号	0.8906
		302号から305号まで, 307号及び308号	0.7706
		その他	0.8206

」

を

「

深草市営住宅	第2棟	101号, 102号, 104号 から106号まで, 108号	0.8213
--------	-----	------------------------------------	--------

		から 110 号まで, 201 号 から 205 号まで及び 207 号から 210 号まで	
		103 号, 107 号及び 206 号	0.9413
		301 号, 303 号, 405 号及 び 503 号から 505 号まで	0.8913
		その他	0.7713
	第 3 棟	104 号, 106 号, 107 号, 204 号から 206 号まで及 び 208 号	0.9406
		301 号及び 306 号	0.8906
		302 号から 305 号まで, 307 号及び 308 号	0.7706
		その他	0.8206

」

に,

石田西市営住宅	第 3 棟	101 号から 107 号まで, 201 号, 202 号及び 204 号から 207 号まで	0.8045
		203 号	0.9245
		307 号, 404 号及び 505 号	0.8745
		その他	0.7545
	第 4 棟	101 号から 103 号まで, 105 号, 107 号及び 201 号から 206 号まで	0.8045

「

		104号, 106号及び207号	0.9245
		307号及び502号から504号まで	0.8745
		その他	0.7545

」

を

「

石田西市営住宅	第3棟	101号から107号まで, 201号, 202号及び204号から207号まで	0.8045
		203号	0.9245
		307号, 403号, 404号及び505号	0.8745
		その他	0.7545
	第4棟	101号から103号まで, 105号, 107号及び201号から206号まで	0.8045
		104号, 106号及び207号	0.9245
		307号, 406号及び502号から504号まで	0.8745
		その他	0.7545

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)